

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 5 日

公益社団法人石川県薬剤師会長 様

石川県健康福祉部健康推進課長

令和 6 年能登半島地震による被災に伴う
肝炎ウイルスの治療薬や受診について（周知依頼）

日頃より、本県の社会福祉行政の推進に格段のご理解とご協力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

今般、被災された肝炎患者等に対する抗ウイルス薬の継続投与について、別
添のとおり医療機関等へ依頼することとしましたので、ご多忙の折大変恐縮で
はございますが、貴会員保険薬局への周知について、ご協力いただきますよう
よろしくお願いいたします。

（ 事 務 担 当 ）
健康福祉部健康推進課
感染症対策室
担当：西岡
TEL 076-225-1438
FAX 076-225-1444

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 5 日

保険医療機関・保険薬局の長 様

石川県健康福祉部健康推進課
石川県肝疾患診療連携拠点病院
(金沢大学附属病院)

令和 6 年能登半島地震による被災に伴う
肝炎ウイルスの治療薬や受診について

日頃より、肝炎対策の推進に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

被災者の方々の公費負担医療の取扱いについては、「令和 6 年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和 6 年 1 月 1 日付け厚生労働省健康・生活衛生局等事務連絡)、保険診療関係等の取扱いについては、「令和 6 年能登地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱い及び診療報酬の取扱いについて」(令和 6 年 1 月 2 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)が発出されているところですが、今般、これらの事務連絡も踏まえ、別添のとおり肝炎患者向けの案内を作成し周知することとしました。

抗ウイルス薬を服用中の肝炎患者が服用を中止すると、肝炎が悪化し重症化する危険性があります。

つきましては、被災された肝炎患者等に対する抗ウイルス薬の継続投与について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【参考】

- ・肝炎患者向け案内の掲載先 (県 HP : 健康推進課)
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/kanen/kanentaisaku.html>
- ・被災地において開局している薬局一覧の掲載先 (県 HP : 薬事衛生課)
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/r6jishin/yakkyoku.html>

(事 務 担 当)
石川県健康福祉部健康推進課
感染症対策室 西岡
TEL 076-225-1438/FAX 076-225-1444
E-mail:nishioka@pref.ishikawa.lg.jp

令和6年能登半島地震による被災に伴う 肝炎ウイルスの治療薬や受診に関して

○（前提として）**お薬の服用は中止しないようお願い致します。**

○お手元にお薬がない場合は、原則、医師の処方箋が必要ですが、お近くの医療機関が被災等により受診できないときは、**処方箋の提出ができなくても、薬局でお薬を購入できる場合があります。**
（受付可能かどうかは、お近くの薬局までお問い合わせください）

※服用できない期間があった場合は、その期間の分は服用しないでください。決して一度に複数回分をまとめて服用しないでください。

※特にB型肝炎に対する抗ウイルス薬（核酸アナログ製剤）を服用中の患者さんは、**お薬を中止すると、肝炎が悪化して重症化する危険性があります**（一般には、1～2週間程度の中止では、服用を再開すれば肝炎が悪化することはないと言われています）。

※C型肝炎に対する抗ウイルス薬を服用中の患者さんも、お薬を中止すると、治療効果が低下する可能性があります。できる限り、中止しないようにしてください。

○肝炎治療**受給者証**や、肝がん・重度肝硬変治療の**参加者証**の**提出ができない場合でも受診できます**（助成を受けられます）。

○受給者証に記載のない医療機関・薬局でも受診できます（助成を受けられます）。

※医療機関において、受給者証又は参加者証の交付を受けている者であることを申し出ただき、氏名・生年月日等を確認します。被保険者証等を提出できない場合も同様に受診できます。

【お問合せ先】

石川県健康福祉部健康推進課 TEL：076-225-1438

石川県肝疾患診療連携拠点病院（金沢大学附属病院）肝疾患相談センター TEL:076-265-2244